

津野町小さな集落活性化支援委託業務 仕様書

1 業務名

令和8年度津野町小さな集落活性化支援委託業務

2 目的

人口減少、少子高齢化が進行している中で、地域活動の維持、活性化は喫緊の課題である。

そこで、地域活動を支援する専門家を確保し、地域コーディネーター（集落支援員）として集落活動センターに属していない地域の地域活動を継続、発展させていくため、**地域住民が主体となった活動**の伴走支援を行っていき、住み慣れた地域でいきがいを持って暮らしていくための環境を整備していくことで、地域活性化に資することを目的とする。

3 支援地区

町が指定する地域

4 履行期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日

5 業務内容

業務履行期間中、週32時間以上、支援地区の地域活動支援を行うものとし、業務の詳細については下記のとおりとする。なお、2名で業務を履行する場合は、1人週16時間以上は業務を行うこと。

(1)四半期ごとの業務

四半期終了後、30日以内に星のまち魅力創造課に活動内容を報告し、今後の活動について協議を行う。

(2)毎月の業務

- ① 地域住民の声を聞く集落調査、ヒアリング等の実施
- ② ヒアリングシート、集落カルテの作成・更新（地域の概要を把握）
- ③ 地域住民の意見の集約と地域へのフィードバック
- ④ 地域住民の話し合いの場の創出
- ⑤ 地域住民の話し合いの場、会議等への積極的な参加
- ⑥ 他地域の好事例や先進的な取り組み等の情報提供
- ⑦ 地域の望む活動を実施するための伴走支援（調整、準備、実施）
- ⑧ チラシや書類等の作成支援（将来的に地域で作成していけるよう支援）
- ⑨ 地域住民の意見をもとにした活動の提案
- ⑩ 他団体や各教育機関との連携サポート（学校や他地域と繋ぐ）

⑪ 地域新聞の発行（活動を地域内外へ発信）

⑫ 地域リーダーの掘り起こしと育成

※ 星のまち魅力創造課は、支援内容についてこれまでの経緯や現在の状況を把握したうえで、受託者と連絡・調整を行う。

7 受託者の資質・要件

- (1) 受託者は、町内に本社事務所を有する法人、又は町内に住所を有する団体とし、地域づくり活動に携わった経験を有し、地域コーディネーターとしてコミュニケーション能力が高く地域住民とのかかわりに不安のない者が属していること。
- (2) 本町との守秘義務契約を遵守できるものであること。

8 業務管理

- (1) 受託者は、地域コーディネーターが十分に地域支援業務を行えるよう業務統括責任者 1 名を設けること。
- (2) 業務統括責任者は、地域コーディネーターが円滑に業務が遂行できるようスケジュール管理、業務状況の把握、指示、指導、助言等の管理及びサポートを行うこと。
- (5) 活動報告書等を月次ごとに作成し、翌月10日までに提出すること。（デジタル可）
- (6) 原則、業務は受託者で行い、本業務自体の再委託は認めない。

9 その他

- (1) 受託者は、委託期間中及びその終了後においても、業務上知り得た個人情報や情報資産等の流出、漏洩防止に万全を期し、秘密保持を厳守すること。
- (2) 地域コーディネーターが業務を履行するに当たり、遵守すべき業務処理方法、就業規律等に従わない、または業務処理の能率が著しく低く、業務の目的を達しないと委託者が判断した場合、受託者にその理由を示し、地域コーディネーターの交代を求めることができる。受託者は委託者からの求めに応じ、迅速に対応すること。また、不正行為が発生した場合には、委託者は受託者に対し契約を解除することができること。
- (3) 受託者は、業務履行に当たり上記に係る事項以外の事案が発生した場合、委託事業の目的が達成できるように協議を行い、誠意をもって対応すること。
- (4) この仕様書以外で疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとする。